

令和6年第5回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和6年10月14日（月）午前8時56分
- 2 開催場所 三種町役場 第1会議室
- 3 出席委員 田村 明、加賀谷 得子、飯塚 巧作、木村信悦
- 4 欠席者
- 5 事務局 書記長 三浦 保
書記 宮田 孝志郎、檜森 大樹、三浦 徹斗

- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第31号 選挙人名簿に登録することについて（選挙時）
 - 議案第32号 選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）
 - 報告第15号 登録の移替えをした者について（衆院選）
 - 報告第16号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第17号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 議案第33号 ポスター掲示場を設置する場所の変更について（衆院選）
 - 議案第34号 移動期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（衆院選）
 - 議案第35号 移動期日前投票立会人の選任について（衆院選）
 - 議案第36号 投票管理者及びその職務代理者の選任について（衆院選）
 - 議案第37号 投票立会人の選任について（衆院選）
 - 議案第38号 委員長専決事件の指定について（衆院選）

午前8時56分

三浦書記長 おはようございます。定刻前ですが委員の皆様全員お集まりになりましたので、ただいまより令和6年第5回三種町選挙管理委員会を開会いたします。

本日は休日の中お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。いよいよ明日15日に衆議院選挙が公示され、27日に投開票が行われます。本日の会議につきましては選挙に係る選任などの議案を審議していただくため、お集まりいただきました。心配されていましたが入場券もすでにほとんどの世帯に送

付され、事務執行も滞りなく進めているところでございます。今後も誤りのない事務執行に努めて参りたいと思います。それでは早速ですが木村委員長から御挨拶を頂きましてその後の進行をお願いいたします。

木村委員長　　本日はお休みのところ御出席頂きましてありがとうございます。いよいよ選挙ということで皆様には御難儀おかけしますが、開票まで何とかよろしくお願いいたします。

本日の議案は衆議院議員総選挙の選挙時登録や選任職等の案件となっておりますので、御審議の程よろしくお願いします。

案件に入る前に議事録署名委員の指名ですが、飯塚委員と加賀谷委員をお願いいたします。

それでは、案件の議案第31号「選挙人名簿に登録することについて（選挙時）」、説明をお願いします。

宮田書記　　議案第31号ですが、衆議院議員総選挙の選挙時登録における選挙人名簿への新規登録について、お諮りするものでございます。

今回の登録の対象は、前回の9月定時登録の後に、18歳に達した者及び転入から3箇月を経過した18歳以上の者です。1と2に記載の人数が登録となります。

1の新有権者登録は、平成18年9月3日から平成18年10月28日までに生まれた方が対象で、人数は、男7人、女6人、計13人です。

2の転入登録は、令和6年6月2日から令和6年7月14日までに転入し、継続して居住している方が対象で、人数は、男9人、女7人、計16人です。

よって、今回の選挙時登録における登録者総数は、男16人、女13人、合計29人となります。

対象者については、別冊の名簿を御覧ください。新有権者登録は1頁に、転入登録については2頁に記載しております。

説明は以上です。

木村委員長　　それでは名簿を御確認頂き、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

（各委員、暫時資料を確認）

飯塚委員　　死亡抹消は10月13日までとありますが、新聞の死亡欄を見ますと12日とか13日に亡くなっている方がいらっしゃいます

が、そういった方はどうなるでしょうか。

宮田書記 あくまで１３日までに届出があった方が対象となります。今回は１２・１３日が土日にあたっており役場も休みですので、住基の異動はありません。実質１１日までに届出があった方までとなりますので、１２・１３日に亡くなった方は早くても明日１５日の届出となり、今回の死亡抹消には含まれません。

木村委員長 はい。他には御意見等無いようですので、議案第３１号は原案どおり決定します。次に、議案第３２号「選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）」、説明をお願いします。

宮田書記 議案第３２号は、選挙時登録における選挙人名簿からの抹消についてお諮りするものでございます。

抹消の対象は、９月定時登録の後に亡くなった方及び転出から４箇月を経過した方で、１と２に記載の人数が抹消となります。

１の死亡抹消者は、死亡の届出が令和６年９月１日から令和６年１０月１３日までの方が対象で、人数は、男２１人、女２１人、計４２人です。

２の転出抹消者は、令和６年５月１日から令和６年６月１３日までに町から転出した方が対象で、人数は、男１４人、女１９人、計３３人です。

よって、今回の選挙時登録における抹消者総数は、男３５人、女４０人、合計７５人となります。

対象者については、死亡抹消は別冊名簿の３～４頁、転出抹消は５頁に記載しております。説明は以上です。

木村委員長 それでは名簿を御確認頂き、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

～質問があれば質疑応答～

（「特にありません。」の声有り。）

はい。御意見等無いようですので、議案第３２号を原案どおり決定いたします。続きまして、報告第１５号「登録の移替えをした者について（衆院選）」、説明をお願いします。

宮田書記 報告第１５号は、町内転居による投票区の移替えを行った者について、報告するものでございます。

９月定時登録で８月３１日までの町内転居に係る移替えを報告しております。また、１０月３日からは移替えの延期を行ってい

ますので、今回の報告の対象は、9月1日から10月2日までに町内転居された方です。人数は、男2人、女9人、計11人となります。対象者については、別冊名簿の6頁に掲載しております。

報告は以上です。

木村委員長 それでは、名簿を御確認頂きまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いします。

～質問があれば質疑応答～

(「特にありません。」の声有り。)

はい。御意見等無いようですので、報告第15号は以上といたします。

続きまして、報告第16号「選挙権を有する者の50分の1の数について」と報告第17号「選挙権を有する者の3分の1の数について」は、関連性がございますので、一括して上程します。説明をお願いします。

宮田書記 はい。報告第16号は有権者の50分の1の数を、報告第17号は有権者の3分の1の数をご報告するものです。50分の1の数は、地方自治法に基づく条例の改廃請求や監査請求に必要な署名数、3分の1の数は、議会の解散請求、町長の解職請求等に必要な署名数となっております。

議案7頁の名簿登録者数増減表をご覧ください。前回の9月定時登録では13,024人登録されておりましたので、これに先ほど決定いただいた新規登録29人を加え、抹消75人を引いた12,978人が、今回の選挙時登録の名簿登録者数となります。したがって、これを50で除した数は、5頁に記載のとおり260となり、3で除した数は、6頁に記載のとおり4,326となります。報告は以上です。

木村委員長 報告第16号、第17号については、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

はい。御意見等無いようですので、報告第16号、第17号について以上といたします。次に、議案第33号「ポスター掲示場を設置する場所の変更について(衆院選)」、説明をお願いします。

宮田書記 議案第33号は、前回の選挙管理委員会で承認頂いたポスター掲示場の設置場所について、変更を要する箇所がありましたので、お諮りするものです。

琴丘地区、新屋敷投票区内の掲示場 1 箇所につきまして、設置箇所の方から変更してもらいたい旨要望がありましたので、新屋敷集会所前に変更したいと考えております。

なお、この変更により掲示場の位置が北側へ 50 メートル程移動することとなります。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等ございましたら、お願いします。

田村委員 掲示場を建てられると邪魔になるとかそういった理由なのでしょうか。

宮田書記 この掲示場は、道路に面した土地のブロック塀に添うように建てていたのですが、土地の所有者の方からブロック塀の強度に不安があるので、ちょっと別の場所にしてもらえないかという事でした。

木村委員長 補足しますと、確かに見た目はかなり弱っているように感じました。

飯塚委員 場所的には集会所前の方がかえって良いように思います。

木村委員長 はい。では御異議等無いようですので、議案第 33 号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第 34 号「移動期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（衆院選）」と、議案第 35 号「移動期日前投票立会人の選任について（衆院選）」は、関連がありますので一括して上程します。事務局の説明をお願いします。

宮田書記 議案第 34 号は衆院選の移動期日前投票所における投票管理者及びその職務代理者を、議案第 35 号は投票立会人を選任することについてお諮りするものです。

投票管理者と職務代理者は 10 頁、投票立会人は 11 頁に記載の方に選任したいと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等ございましたら、お願いします。

参考までに、投票管理者が代わっている所はありますか。

宮田書記 （変更箇所について説明）

木村委員長 はい。特に御意見等無いようですので、議案第 34 号及び 35 号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第 36 号「投票管理者及びその職務代理者の選任について（衆院選）」と、議案

第37号「投票立会人の選任について（衆院選）」も、関連がありますので一括して上程します。事務局の説明をお願いします。

宮田書記

議案第36号は衆院選の当日の投票所における投票管理者及びその職務代理者を、議案第37号は投票立会人を選任することについてお諮りするものです。

投票管理者は13頁、職務代理者は14頁、投票立会人は16頁と17頁に記載の方に選任したいと考えております。

説明は以上です。

木村委員長

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等ございましたら、お願いします。

～質問があれば質疑応答～

（「特にありません。」の声有り。）

はい。御意見等無いようですので、議案第36号及び37号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第38号「委員長専決事件の指定について（衆院選）」説明をお願いします。

宮田書記

議案第38号は、衆院選の執行において、委員長の専決事件を指定することについてお諮りするものでございます。

専決事件として指定したい事項は、「令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における共通投票所を含む投票管理者及びその職務代理者、投票立会人（補充選任を除く。）、移動期日前投票所を含む期日前投票管理者及びその職務代理者並びに期日前投票立会人（補充選任を除く。）の選任の変更並びにポスター掲示場の設置場所の変更」、となります。

本委員会以降、諸事情により投票管理者等の選任の変更や、ポスター掲示場の設置場所の変更を要する状況となった場合に、選挙管理委員会を新たに開催し、決定する時間的余裕が無いことから、委員長の専決事項とさせて頂きたいというものです。説明は以上です。

木村委員長

はい、投票管理者等の変更を行う際に、選挙管理委員会を開催する余裕が無いため、委員長専決事項として処理したいということです。よろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

はい。御意見等無いようですので、議案第38号を原案どおり決定いたします。

本日の案件は以上で終了となります。最後に、「4 その他」ですが、事務局の方から何かありますか。

三浦書記

私の方から、9月2日開催の第3回選挙管理委員会において、不在者投票に係る指定投票区の指定について御説明しましたが、その中で一部誤った説明をしておりましたので、この場で訂正させて頂きたいと思います。内容といたしましては、木村委員長の方から、選挙当日の各投票所の不在者投票者数について御質問があり、その際に不在者投票の送致及び受付は指定投票区である鵜川投票区で行い、その投票者数については各投票区に反映させると御説明しましたが、実際は指定投票区である鵜川投票区に不在者投票の総数をすべて反映させるという運用となりますので、こちらの内容で訂正いたします。説明は以上です。

木村委員長

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

それでは、今後の日程についての説明をお願いいたします。

宮田書記

私の方から、今後の日程についてご説明いたします。

(資料に基づき説明)

今後の日程につきましては、以上でございます。

木村委員長

委員の皆さんから、何かございませんか。

～質問があれば質疑応答～

(「ありません。」の声あり。)

特に無いようですので、これで令和6年第5回三種町選挙管理委員会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

午前 9 時 4 0 分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委 員 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____